

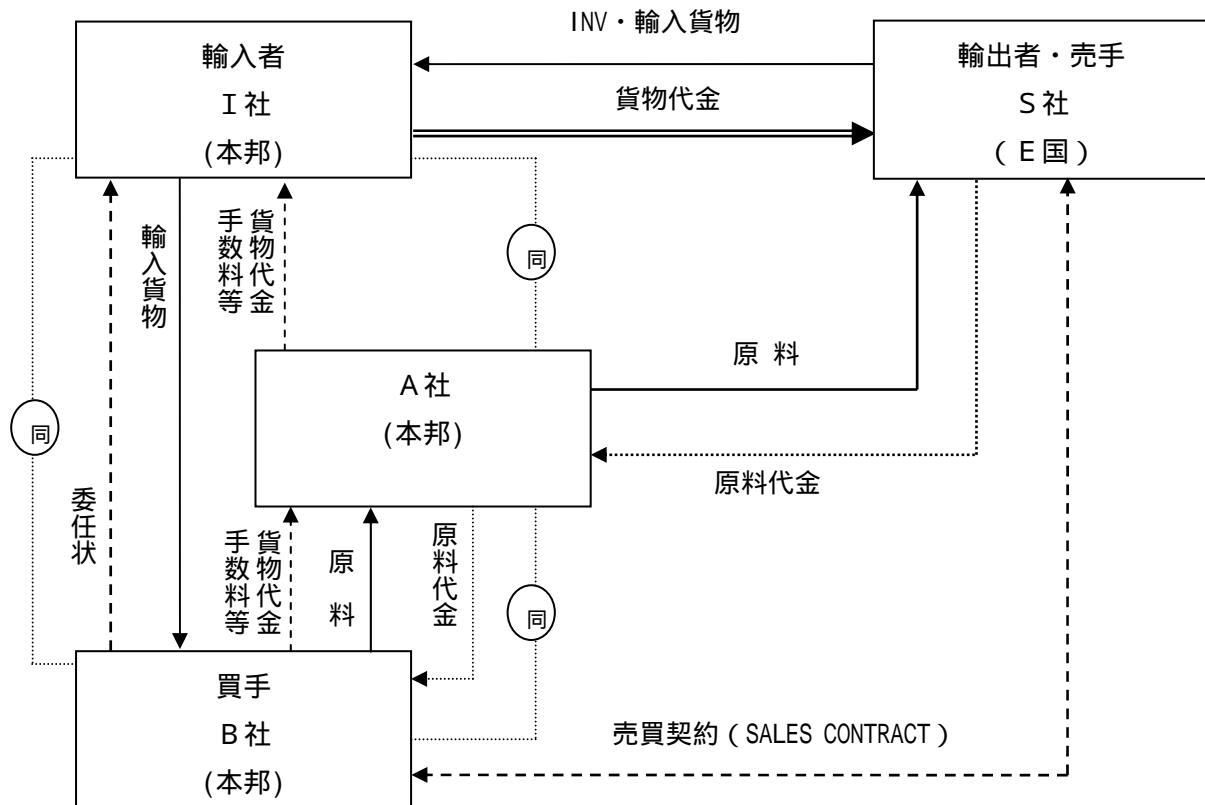
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が輸入取引の決済代行者に支払う手数料の取扱いについて

照会	
照会内容等	輸入貨物の品名 糸（税表分類：第 55 類）
照会内容等	照会の趣旨 買手に代わって輸入申告等の税関手続き及び貨物代金の決済をする者に買手が支払う手数料が、輸入貨物の課税価格に算入されるかを照会するものです。
照会内容等	取引の概要及び関税評価に関する照会 者との見解とその理由 別紙 1 のとおり。
照会内容等	関係する法令条項等 関税定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ
照会内容等	添付書類 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答	
回答年月日	平成 24 年 4 月 27 日
回答者	神戸税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。

1. 取引形態図



2. 取引の概要

(1) 本邦所在の B 社は、自己と特殊関係にない E 国所在の輸出者 S 社 (以下「輸出者」という。) と売買契約 (SALES CONTRACT) を締結し、価格、数量及び引渡し条件等を取り決めた上で、自己と特殊関係にある I 社 (以下「輸入者」という。) を通じて糸 (以下「輸入貨物」という。) を購入しています。なお、輸出入者間に特殊関係はありません。

輸入貨物の売買契約には取引条件を「C&F JAPAN PORT」と記していますが、これはインコタームズ 2010 に定める CFR 条件を意味し、貨物の危険負担は積出港の本船上で輸出者から B 社に移転することが両者間で了承されています。

また、輸入貨物の原料は、B 社により製造され、B 社の親会社である A 社名義で輸出者に販売されています。当該原料の売買の当事者は B 社と輸出者であり、A 社は輸出名義人として輸出申告を行っていますが、当該原料の売買には関与していません。また、当該原料の売買契約と輸入貨物の売買契約は別個のものであり、各々適正に価格が設定されています。なお、当該原料の決済については、B 社が A 社と業務委託契約を締結し、当該契約に基づき、A 社が輸出者から当該代金を受領し、B 社に同額を振り替えています。

(2) B 社は委任状により輸入者に次の ~ の業務を委任します。

荷受人となり輸入申告をすること

輸入申告する貨物に対する税関手続き及び指定納入先までの輸送

L/C 開設を含む、輸出者との外貨決済に関する手続き

その他、前各号に付随する一切の業務

(3) B社は、上記(2) 及び にかかる対価として、L/C 金額の X%を決済代行手数料として輸入者に支払います。輸入者は、輸出者に対して銀行に船積書類が到着してから 5 営業日以内に、B社の指示により為替予約を行った為替レートで貨物代金の決済を行いますが、B社から輸入者への決済には最長 2 ル月程度を要するため、決済代行手数料にはその間の金利負担分 Y%が含まれています。

(4) 輸入者と B社との間での貨物代金及び決済代行手数料の清算は、上記(3)の為替レートに基づき行われます。海上保険は B社の指示により輸入者が付します。海上保険料、銀行手数料等は、輸入者から B社に実費請求を行います。また、上記(2) で委託された輸入手続き及び輸入港から指定納入先までの輸送に係る費用も、輸入者から B社に別途請求します。

B社が輸入者に支払う「貨物代金」には 5 %の消費税が上乗せされていますが、これは、本来輸入者が、輸入通関後に輸入消費税の実費を請求すべきところ、早期に輸入貨物に係る費用を確定させたい B社の意向から、便宜、商品代金を為替予約時のレートで換算したものの 5 %を輸入消費税相当額として請求し、輸入消費税の実費請求は行わないこととして B社と合意したためです。

上記貨物代金等の請求は輸入者から B社へ行われますが、B社からの支払いについては、B社と A社との間で締結した業務委託契約で、B社の支払業務に関して、A社に業務の履行を委託していることから、B社は、上記輸入者からの請求額を A社に支払い、A社は同請求額を輸入者へ支払うこととなっています。なお、A社は別途、当該業務に係る手数料を B社から受領しています。

(5) 輸出者と輸入者の間には、本件決済代行業務に関する取決めはありません。輸入者は委任状に基づき B社に代わり輸入申告を行うこととなっており、INVOICE 及び B/L の名宛人となります。売買の当事者となることはありません。B社と輸出者の間の売買契約の締結及び受発注等についても輸入者は一切関知していません。また、B社と輸出者との売買契約において、輸入貨物に瑕疵があった場合の明確な取り決めはされていませんが、輸入者は委任状に定められた業務のみを行うものであり、輸入貨物に係るクレーム交渉は B社が輸出者と直接行うことになります。

(6) B社と輸出者との売買において、関税定率法第 4 条第 2 項に掲げる事情はありません。

3. 関税評価に関する照会者の見解

本輸入取引においては、B社が買手、輸出者が売手となります。B社が輸入者に支払う決済代行手数料は、買手の都合により輸入者が行う L/C 開設業務の対価であり、買手により売手に対し又は売手のために、輸入貨物につき現実に支払われた、又は支払われるべき価格ではなく、輸入取引の成立及び履行のための業務の対価でもありません。よって、当該手数料は関税定率法第 4 条第 1 項本文に規定する「現実支払価格」及び同法第 4 条第 1 項第 2 号イに規定する「仲介料その他の手数料」に該当せず、課税価格に算入されるものではありません。

【回答内容】

買手(B社)が輸入取引の決済代行者(輸入者)に支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「買付手数料」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において同項各号に掲げる運賃等の額を加えた価格とする旨規定されています。

また、法第4条第1項第2号イにおいて、輸入貨物に係る輸入取引に關し買手により負担される「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」が掲げられています。

2. 法基本通達(以下「通達」という)4 - 1(1)において、「輸入取引」とは、現実に貨物が輸入されることとなつた取引であつて、当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買をいうとの解釈が示されています。

また、通達4 - 2(1)において、輸入取引における売手及び買手とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいい、具体的には売手及び買手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険負担をするとされています。

3. 通達4 - 9(2)において、法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」とは、輸入取引の売手と買手の間にあって、これらの者のために当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行う者に対する手数料であるとされています。

また、通達4 - 9(3)において、「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に關し外国において買手に代わり業務を行う者に對し買手が支払う手数料をいい、その認定は、当該手数料の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、次によるものとされています。

イ 手数料を受領する者が「買手に代わり業務を行う者」であることが、買付委託業務契約書等の文書により明らかであること

(イ) 契約の成立までの業務

(ロ) 商品の引渡しに関する業務

(ハ) 決済の代行に関する業務

ロ 手数料を受領する者が「輸入貨物の購入に關し買手に代わり業務」を實際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること

ハ 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手(製造者等)が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

なお、「買手に代わり業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により業務を行う者をいうとされています。

4. 本件取引において、B社は、輸出者と「売買契約」(SALES CONTRACT)を締結し、輸入貨物の価格、数量、引渡し条件及び引渡し港等を取り決め、輸入貨物を本邦へ輸入しています。また、売買契約に規定されている取引条件(C & F)により、貨物の危険負担が積出港の本船上で輸出者からB社に移転していると解されます。さらに、当該輸入貨物に瑕疵があった場合もB社が輸出者に対して直接クレーム交渉を行います。

以上のことと踏まえると、B社と輸出者との売買契約に基づき、輸入貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買が行われ、現実に貨物の輸入がもたらされることから、B社と輸出者との売買が、本件取引における輸入取引と認められます。

また、売買契約及び輸入者の説明により、本件取引における売手は輸出者、買手はB社(以下、輸出者を「売手」、B社を「買手」という。)であると認められます。

5. 本事案において、買手が輸入者に支払う決済代行手数料は、買手からの委任状に基づき、輸入者が買手に代わって行う輸入申告等の税関手続き及び外貨決済手続き(以下「決済代行業務等」という。)の対価として支払われるものです。

6. そのため、当該決済代行手数料は法第4条第1項第2号イに規定する「買付手数料」に該当すると考えられることから、通達4-9(3)イからハの要件を満たしているかどうかについて、以下のとおり検討します。

(1) 通達4-9(3)イについて

決済代行業務等は、通達4-9(3)イ(ロ)及び(ハ)に示されている業務に該当し、買手から輸入者への委任状に規定されることから、輸入者が「買手に代わり業務を行う者」であることが委任状により明らかであると解されます。

(2) 通達4-9(3)ロについて

輸入者による外貨決済手続きはL/Cの開設書類及び買手への請求書により確認できることから、輸入者が「輸入貨物の購入に関し買手に代わり業務」を実際に行っていることが資料により確認できると解されます。

(3) 通達4-9(3)ハについて

輸入者は、買手と売手との間の売買契約書を既に提出していること、また、買手から税関手続きを依頼されていることから、税関の要請がある場合には、輸入者は売手と買手の間の売買契約書、売手から輸入者宛ての仕入書等を提出することが可能であると解されます。

7. 以上のことから、輸入者は「買手に代わり業務を行う者」とすることが適当であり、買手が輸入者に支払う決済代行手数料は、法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料(買付手数料は除く。)」の「買付手数料」に該当し、課税価格に算入されないと解されます。